

大阪市立大学 POPCHAPS OB 会 会則運用規約

第1条(会員名簿)

会員名簿については会長が管理し、会員は閲覧することができる。また、会員資格のある者の申し出により、会長が名簿へ登録することとし、会員資格のある者は同期幹事に当該申し出を委託することができる。

第2条(支部)

支部の設置に際しては、次の条件を必要とする。

- I. 支部規約を定めること。
- II. 10名以上の会員を支部員とすること。
- III. 支部の設置を総会にて承認されること。

第3条(会費)

会費については当面徴収しない。また、会費を徴する決定をするときは、役員として、会計、会計監査を設置することを総会にて討議しなければならない。

第4条(役員を選任)

本部役員については役員会の招集効率、機動性より関西在住の会員から選出することを基本とする。ただし、各期幹事についてはこの限りではなく、各期幹事の選出においては各期会員からの立候補、もしくは各期会員相互の指名により候補を立てることとする。

第5条(事務局)

事務局長は、その職務をまっとうするため事務局に必要な係をおくことができる。また、事務局長が係を兼任することは妨げない。

第6条(本規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決議、もしくは役員会において出席役員3分の2以上の賛成をもって決議することを必要とする。

附 則

この規約は平成20年11月3日より施行する。